

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬宮土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	金 子	保 埼玉県さいたま市西区大字西遊馬五百六十六番地